

2022年8月9日

仙台市長 郡 和子 様  
教育長 福田 洋之 様

日本共産党仙台市議団  
団長 嵯峨サダ子

安倍元首相の死去に伴う半旗掲揚要請に抗議し、  
弔意の強制を行わないことを求める要請書

市長並びに教育長に於かれましては、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大の中で、対策に尽力されていることに感謝と敬意を表します。

さて、7月8日付総務局長名で、各局・区長、会計管理者、教育長、各行政委員長、議会事務局長、各事業管理者にあてた「安倍晋三元内閣総理大臣の逝去に関する半旗の掲揚について（依頼）」通知により、教育委員会が市立学校（園）長あてに安倍晋三元首相の死去に合わせ半旗の掲揚を求める通知を発信していたことが、過日の報道で明らかになりました。

安倍元首相が無法な銃撃で殺害されたことに対しては、暴挙への厳しい糾弾はもとより、深い哀悼の意を表するものです。

しかし、弔意の表し方は、誰に対するものであっても、弔意を示すかどうかも含めて、すべて内心の自由にかかわる問題です。文部科学大臣も「自治体で適切に判断すべき」と述べているように、国が強制することはできないという姿勢を示している中、市が市民に対して弔意を求めたり事実上強制することは、あってはならないことです。

総務局からの通知を受けた教育委員会の対応も大変問題です。東京大学大学院教育社会学の本田由紀教授が河北新報に「学校が死を悼むことは「安倍元首相はすごい人だった」と子どもたちに伝えるようなもので、自民党支持への誘導にもつながりかねない。自治体には半旗掲揚の明確な基準がないのに、なんとなくの雰囲気通知を出している。「強制力はない」と説明しても、通知すれば学校側は掲揚を求められていると受け取るだろう」とコメントを寄せていますが、大変大事な指摘です。政治的中立を堅持すべき教育の場において、その意味について、教育基本法の立場から深く検討することもなく、通知をそのままに各学校に

半旗の掲揚の協力依頼を通知したことは、仙台市の教育史にも禍根を残すものです。

さらに重大なのは、「これまでの前例に従えば、必要な対応」との総務局の判断で2役と相談の上通知を出したとのことですが、国の要請がない中での半旗掲揚の前例は一度もありません。地元紙でも「東北の県庁所在市・中核市のうち教育委員会に要請したのは仙台市のみ」で「仙台の異質な対応際立つ」と指摘されているほどです。「東日本大震災の復興に尽くした」という説明についても、市民の評価が一様ではないことは、市としては当然認識されているはずです。国の要請すらない中で半旗掲揚の依頼を各所に発出した今回の判断について、現状、市として何らかの問題があったとの見解すら示されていないことに驚きを隠せません。

安倍元首相の逝去に伴う各所への半旗掲揚の要請を行ったことに断固抗議いたします。

今後、9月27日には国葬の要件を定めた法規がないもとの、国会の審議に付されることもなく、閣議決定のみにて、国民の税金を使って「国葬」が執り行われることになっています。

しかし、現在行われている各社世論調査において、国葬に対する意見は二分しており、連日のように各種団体が「国葬反対」の意見表明や声明を公表しています。5日には憲法研究者84氏が、国葬当日に社会が受ける影響を懸念し、憲法が保障する「思想・良心の自由」「信教の自由」「表現の自由」への抵触や、「自己の信念に反する国葬が実施されるという事実をもって、国民の各人が持つ人としてのあり方、『個人としての尊厳』（憲法第13条）への侵害が生じる恐れがある」と指摘し、反対声明を公表しました。

仙台市においても、ひとりひとりの市民の「内心の自由」の保障を第一にし、日本国憲法に立ち返って、国葬にかかわる国からのいかなる要請にこたえることなく、市民に弔意を強制することは行わないよう、強く要請します。

以上